

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の供用開始 (道 路 課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体異動の届出 (2件)	1
○資金管理団体異動の届出	4
監査公表	
○財政的援助団体等の監査の執行結果	4
落札公告	
○落札者等の公告 (3件) (公営企業局 県立病院課)	22
その他	
○平成20年度行政書士試験の合格者 (法 務 課) (1・26揭示)	23

告 示

高知県告示第49号

須崎市押岡の一部地区、安芸郡安田町船倉及び唐浜の各一部地区、同郡馬路村馬路の一部地区、吾川郡いの町中追及び勝賀瀬の各一部地区並びに高岡郡中土佐町大野見野老野及び大野見川奥の各一部地区並びに大野見高山地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査を行った者の名称
 - 須崎市
 - 安田町
 - 馬路村
 - いの町
 - 中土佐町
- 調査を行った地域及び時期
 - 須崎市押岡の一部
平成18年度及び平成19年度
 - 安芸郡安田町船倉及び唐浜の各一部

- 平成17年度及び平成18年度
 (3) 安芸郡馬路村馬路の一部
 平成18年度及び平成19年度
 (4) 吾川郡いの町中追及び勝賀瀬の各一部
 平成18年度及び平成19年度
 (5) 高岡郡中土佐町大野見野老野及び大野見川奥の各一部並びに大野見高山
 平成10年度から平成19年度まで

3 成果の名称

- 須崎市地籍図及び地籍簿
- 安田町地籍図及び地籍簿
- 馬路村地籍図及び地籍簿
- いの町地籍図及び地籍簿
- 大野見村地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成21年1月27日

高知県告示第50号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成21年1月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年1月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 藪ヶ市松野
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐中家地字アセセ629番2 から 四万十市西土佐中家地字アセセ山1074番1 まで	212	平成21年1月27日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年1月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	竹内強後援会	異動なし	異動なし	安芸郡芸西村和食甲306-2	平20・12・10
異動後				安芸郡芸西村和食甲305-7	
異動前	田村公平後援会	異動なし	田邊 知恵美	異動なし	平20・12・18
異動後			濱崎 政代		
異動前	尾崎正直後援会	異動なし	尾崎 桂子	異動なし	平20・12・25
異動後			尾崎 仁		

高知県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成21年1月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
自由民主党高知県第二選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党	平20・12・10
	公職の種類		衆議院議員	
民主党高知県第2区総支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党	平20・12・10
	公職の種類		衆議院議員	
自由民主党高知県第三選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党	平20・12・16
	公職の種類		衆議院議員	
自由民主党高知県第一選挙区支部	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党	平20・12・22
	公職の種類		衆議院議員	

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
こだまひろがるネットワーク	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・9
	公職の種類		衆議院議員	
チーム大二郎	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・9

	の区分		体	
	公職の種類		衆議院議員	
橋本大二郎事務所	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・9
	公職の種類		衆議院議員	
楠本清世後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・10
	公職の種類		衆議院議員	
新政経懇話会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・16
	公職の種類		衆議院議員	
照援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・22
	公職の種類		衆議院議員	

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
こだまひろがるネットワーク	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・9
	公職の候補者氏名及び公職の種類		橋本 大二郎・衆議院議員	
生涯挑戦の会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	平20・12・9
	公職の候補		橋本 大二郎・衆議院議員	

	者氏名及び公職の種類			
チーム大 二郎	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 9
	公職の候補者氏名及び公職の種類		橋本 大二郎・衆議院議員	
チーム大 二郎花木 の会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 9
	公職の候補者氏名及び公職の種類		橋本 大二郎・衆議院議員	
チーム大 二郎諏訪 会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 9
	公職の候補者氏名及び公職の種類		橋本 大二郎・衆議院議員	
チーム大 二郎地球 の未来を 考える会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 9
	公職の候補者氏名及び公職の種類		橋本 大二郎・衆議院議員	
橋本大 二郎事務所	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 9
	公職の候補者氏名及び公職の種類		橋本 大二郎・衆議院議員	
楠本清世 後援会	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 10

	の区分		体	
	公職の候補者氏名及び公職の種類		楠本 清世・衆議院議員	
翔元会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 10
	公職の候補者氏名及び公職の種類		中谷 元・衆議院議員	
中谷元後 援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 10
	公職の候補者氏名及び公職の種類		中谷 元・衆議院議員	
新政経懇 話会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 16
	公職の候補者氏名及び公職の種類		山本 有二・衆議院議員	
山本有二 後援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 16
	公職の候補者氏名及び公職の種類		山本 有二・衆議院議員	
照援会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	法第19条の7第1項第2号 に係る国会議員関係政治団 体	平20・12・ 22
	公職の候補者氏名及び公職の種類		福井 照・衆議院議員	

高知県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成21年1月27日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	橋本 大 二郎	高知県 知事	こだまひろがるネットワーク	長岡郡大 豊町葛原 203-1	平20・12・ 9
異動後		衆議院 議員			

監 査 公 表

監査公表第2号

平成21年1月27日

高知県監査委員 樋口 秀洋
 同 黒岩 直良
 同 坂本 千代
 同 奴田原 訂

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したところ、その結果は、次のとおりであった。

第1 監査対象

名 称	監査実施日	事前監査実施日
(財)高知県農業公社	H20.11.5	H20.10.14~15
高知県土地開発公社	H20.11.11	H20.10.21~23
高知県道路公社	H20.11.11	H20.10.6~8
高知県住宅供給公社	H20.11.11	H20.10.21~23
(財)高知県国際交流協会	H20.11.4	H20.10.21~22
(財)高知県内水面種苗センター	H20.11.4	H20.10.14~15
(財)高知県人権啓発センター	H20.11.4	H20.10.16~17
(財)高知県スポーツ振興財団	H20.11.11	H20.10.6~7
(財)こうち男女共同参画社会づくり財団	H20.11.4	H20.10.9~10
(財)高知県生活衛生営業指導センター	書面監査	H20.10.14~15
(財)高知県魚さい加工公社	H20.11.4	H20.10.6~8
(社)高知県種苗センター	H20.11.11	H20.10.6~7
(社)高知県青果物価格安定基金協会	H20.11.11	H20.10.27~28
(財)高知県文化財団埋蔵文化財センター	H20.11.5	H20.10.8~9
花・人・土佐であい博推進委員会	H20.11.5	H20.10.14~16
(学)光の村学園	H20.11.5	H20.10.16~17
(社福)あおば会	H20.11.4	H20.10.23

第2 監査結果

1 財団法人高知県農業公社

(1) 法人の概要

ア 設立目的

高知県における農業経営の規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化の促進及び農業構造の改善に資するための事業を強力に推進し、高知県の農業の発展と農業者の福利の増進を図る。

イ 主な事業内容

(ア) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用集積を促進する農地保有合理化事業

(イ) 就農支援資金の貸付けや遊休ハウスの斡旋などを行うことにより新規就農者の支援をする青年農業者等就農支援事業

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産5,000,000円全額を県が出えん

(イ) 農地保有合理化促進事業費補助金36,420,000円
(平成19年度)

エ 事業実績の概要

(ア) 農用地の売買等 (単位：千円)

区 分	面 積 (ha)	金 額	
買入事業	2.9	64,220	
売渡事業	10.6	173,074	
貸借事業	借入	51件 12.9	23,878
	貸付	17件 12.9	2,407

(イ) 青年農業者等就農支援事業

内 容	実 績	
相 談 件 数	144件	
就農支援資金	貸付件数	6件
	貸付額	7,500千円

オ 平成19年度決算の状況

(ア) 流動比率103.4パーセント、固定比率226.3パーセント、固定長期適合率99.2パーセント、自己資本比率35.6パーセントであり、比率だけで言えば特に問題はないように見える。

しかし、流動資産中の未収金には多額の延滞債権が含まれていること、また、一般会計の基本財産額と特定資産額の合計額305,000千円に対して、正味財産額が245,279千円であり、累積損失に相当する差額59,721千円が発生していること及び損失引当金が十分でないことを考慮すると楽観できない経営状況にある。

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	一般会計	特別会計	合 計
流動資産	132,603	1,000	133,603
固定資産	332,371	222,701	555,071
資産合計	464,973	223,701	688,674
流動負債	129,190	0	129,190
固定負債	90,505	223,701	314,206
負債合計	219,695	223,701	443,396
正味財産	245,279	0	245,279
負債・正味財産合計	464,973	223,701	688,674

※特別会計：青年農業者等就農支援事業特別会計

※項目ごとに千円単位で四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある（以下の表も同じ）。

(イ) 当期収支は1千円である。

正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	一般会計	特別会計	合計
経常収益	265,667	95,053	360,720
経常費用	265,666	95,053	360,719
当期経常増減額	1	0	1
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,102	0	1,102
一般正味財産期末残高	240,279	0	240,279
指定正味財産期末残高	5,000	0	5,000
正味財産期末残高	245,279	0	245,279

(ウ) 未収金について

平成19年度末の未収金の内訳は以下のとおりである。
(単位：千円)

項目	金額
未収利息	1,163
未収補助金	15,785
合理化未収金	6,982
土地付レンタルハウス事業未収金	29,739
ハウス園芸団地建設事業未収金	56,732
その他未収金	1,027
合計	111,428

このうち、土地付レンタルハウス事業未収金とハウス園芸団地建設事業未収金は当該事業収入の延滞分で、平成19年度の当該事業収入額の3.0倍と3.9倍の規模に達している。

両事業の平成20年8月末現在の債権総額（未収金に納入期限未到来分を加えたもの）は、248,936千円（93件）で、このうち未収金額は96,000千円（26件）となっている。公社は、これらの債権を以下のとおり区分している。

(単位：千円)

区分	件数	延滞額	債権額
A 正常先	68	9	119,382
B 要注意先	1	49	49
C 要注意先（要管理先）	7	16,908	18,801
D 破綻懸念先	0	0	0
E 実質破綻先	13	52,097	83,767
F 破綻先	4	26,937	26,937
計	93	96,000	248,936

C以下の回収が進んでおらず、この債権額129,505千円が最終未回収額となるおそれがある。これに対して、平成19年度末の損失引当金は、10,100千円となっ

ており、十分に引き当てられているとは認め難い。
(エ) 青年農業者等就農支援事業貸付金の延滞額等について

青年農業者等就農支援事業貸付金（特別会計）の平成19年度末の貸付金総額は141,511千円となっているが、貸付先である農業者の経営悪化や、離農等により延滞が発生している。

その内訳は以下のとおりで、平成20年8月末で18,491千円（34件）である。これに対して、平成19年度末の貸倒引当金は3,532千円となっており、前述の未収金の場合と同様に十分に引き当てられているとは認め難い。

(単位：千円)

区分	件数	延滞額	貸付額
A 正常先	116	0	97,110
B 要注意先	2	430	1,290
C 要注意先（要管理先）	0	0	0
D 破綻懸念先	2	336	3,000
E 実質破綻先	22	11,629	22,943
F 破綻先	8	6,096	7,545
計	150	18,491	131,888

(オ) 資金繰りについて

土地付レンタルハウス事業、ハウス園芸団地建設事業、青年農業者等就農支援事業貸付金の資金原資は、いずれも借入金である。

これらの借入金の平成19年度末の残高は以下のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	金額
土地付レンタルハウス事業借入金	2,397
ハウス園芸団地建設事業借入金	46,190
青年農業者等就農支援事業借入金	223,381

青年農業者等就農支援事業借入金は貸付原資造成に伴う県からの借入金であるが、土地付レンタルハウス事業とハウス園芸団地事業に係る借入金は、金融機関からの借入で公社が約定どおり返済している。

この借入金は、本来事業収入を原資として返済されるべきであるが、未収金が発生しているため、公社は借入（短期運営資金借入金）により返済している。こ

の短期運営資金借入金は、通常の運転資金分を含むものであるが、大半は未収金の立替資金であり、平成19年度末で107,302千円になっている。

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

平成19年度農地保有合理化事業等業務委託において、契約書の受託者である市町村名等が鉛筆書きとなっているものが13件、契約日の日付漏れが9件あるなど不適切な事務処理が見られた。

イ 検討を要する事項

(ア) 委託費が変更されているにもかかわらず、変更契約を行わずに支出していたものが8市町村認められた。これは、委託契約書に委託業務の内容及び委託費の変更の取扱いを定めた条項がないことから生じたものと考えられる。よって、委託契約書の書式変更を検討すべきである。

(イ) 会計事務の合理化によって少額の物品の購入等については、見積書、請求書とも不要としている。しかし、その範囲が「数千円程度」となっており、明確な規定とは言い難い。

また、例えばパンフレットの印刷についても伺及び決裁が省略されていたので、伺や決裁の必要な範囲について明確にするよう検討すべきである。

(ウ) 決裁権者が不在の場合の代決については、事務決裁規程第10条から第12条までに規定しているが、理事長が決裁すべき事項の代決は、副理事長のみを可能としている。

しかし、理事長が非常勤（県の副部長）であることに加えて、長らく副理事長を置いていないことから、現実には専務理事が代決をしなければならない場合が生じている。

よって、事務決裁規程について見直しを検討すべきである。

ウ 意見

当社は経営改善に向けて、平成20年3月28日に経営改善計画を立てているが、当該計画に盛り込まれている未収金の回収及び農地保有合理化事業の拡大による手数料収入の増大などを強力に推進し、早期に経営改善を図る必要がある。

また、新たに就農しようとする青年等に対して情報の提供、相談その他の援助を積極的に行うとともに、農業技術又は経営方法の習得及び就農支援資金の貸付け等を推進することによって新規就農者の確保、育成につなげられたい。

2 高知県土地開発公社

(1) 法人の概要

ア 設立目的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

イ 主な事業内容

(ア) 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地等の取得、造成その他の管理及び処分

(イ) 住宅用地の造成事業及び港湾整備事業（埋立て事業に限る。）並びに地域開発のために行う臨海工業用地、内陸工業用地及び流通業務団地の造成事業ほか

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産10,000,000円の全額を出えん

(イ) 公共用地先行取得対策資金6,475,726,000円（平成20年7月末現在）

エ 事業実績の概要（平成19年度）

(ア) 土地取得状況

区 分		面積 (千㎡)	金額 (百万円)	備 考
公共 土木 用地	道路(直轄)	135	2,178	一般国道55号(高知南 国道路・南国安芸道路) 一般国道56号(土佐市 バイパス) 一般国道33号(高知西 バイパス)
	資金協力事業	2	570	高知城西堀史跡
計		137	2,748	

(イ) 土地保有状況

区 分		面積 (千㎡)	金額 (百万円)	
公共 土木 用地	道 路 (直 轄)	307	6,255	
	補 助 事 業	道 路	0	0
		河 川	0	0
		資金協力事業	1	0
小 計		307	6,255	
そ の 他	代 替 地 等	29	1,359	
	そ の 他	48	5,413	
合 計		384	13,027	

※ 平成20年3月31日現在

オ 平成19年度決算の状況

(ア) 流動比率は、199.3パーセント、自己資本比率は、4.0パーセントとなっている。

ただし、公有用地の76.4パーセントを占める秦南団地は、イオンへの侵入路及び臨時駐車場等として賃貸収入があるものの、次いで規模の大きい鏡岩団地(16.8パーセント)は全く利用されていない。両用地とも県からの依頼により取得したものであるが売却の見込みは薄い。また、この用地費は取得原価(取得費と工事費等)で評価計上されており、時価評価すると損失が発生する可能性もある。

(イ) 平成19年度に売却した中島町ビルの受贈時の評価額(準備金)と売却損との差額が特別損益に計上された結果、当期純利益は228,255千円の黒字となっているが、事業利益、経常利益ともに2年連続の赤字である。

比較損益計算書 (単位:千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	比較 b-a
事業収益	3,462,100	3,951,201	489,101
事業原価	3,421,596	3,914,272	492,676
事業総利益	40,504	36,928	△3,576
販売費及び一般管理費	63,763	72,178	8,415
事業利益	△23,260	△35,250	△11,990
事業外損益	308	△6,864	△7,172
経常利益	△22,952	△42,114	△19,162
特別損益	77	270,369	270,292
当期純利益	△22,875	228,255	251,130

比較貸借対照表 (単位:千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	比較 b-a
流動資産	14,004,939	13,629,728	△375,211
固定資産	627,986	112,024	△515,962
資産合計	14,632,925	13,741,752	△891,173
流動負債	7,159,737	6,837,396	△322,341
固定負債	6,685,345	6,350,415	△334,930
負債合計	13,845,082	13,187,811	△657,271
資本	787,843	553,941	△233,902
負債・資本合計	14,632,925	13,741,752	△891,173

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

(ア) 当社の契約規程で総額が100万円を超える契約

については、予定価格調書を作成し入札をすることとしているが、100万円を超えるコピー機等の契約において、1社から見積書を徴しただけで契約を締結していた。

(イ) 平成19年5月に一般競争入札により売却された中島町ビル(売却価格133,000,345円)に関して、不動産鑑定に基づく売却最低価格は設定し施行伺に記載しているものの、予定価格調書が作成されていなかった。

(ウ) 中島町ビル売却に伴う不用品の処分について、産業廃棄物処理として2業者から見積書を徴し最低価格の業者と契約を締結しているが、産業廃棄物収集運搬・処分委託契約書を交わしていなかった。

イ 検討を要する事項

当社の「高知県土地開発公社保有地一般競争入札事務処理要領」では、あらかじめ売却最低価格を示す規定となっていないにもかかわらず、公告に示されて入札されていた。最低制限価格の設定について明文の規定がないことから、取扱いについて検討する必要がある。

ウ 意見

当社の保有地については、所管課である用地対策課と連携し早期処分に向けて引き続き努力をされたい。

特に、鏡岩団地については公共事業の代替地として購入したものの、処分が極めて厳しい状況にあるだけに一層の努力が必要である。

3 高知県道路公社

(1) 法人の概要

ア 設立目的

通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図る。

イ 主な事業内容

高知桂浜道路の維持管理及び料金收受業務

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産2,555,000,000円の全額を出えん

エ 事業実績の概要

区 分	平成18年度	平成19年度	比較(%)
通行台数(台)	1,914,577	1,857,999	△3.0
1日平均(台)	5,245	5,090	
料金収入 (千円)	189,969	184,587	△2.8

オ 平成19年度決算の状況

(ア) 総資産の99パーセントが事業用資産で占められている。流動比率は2.8パーセント、固定長期適合率は

131.4パーセントである。

また、事業用資産の減価償却が全くされておらず、自己資本比率は34.8パーセントとなっている。

(イ) 差益は全額償還準備金として費用計上されるため、当期利益は発生しない状態が続いている。

しかし、事業用資産の減価償却費を考慮すると、累積損失を抱えることとなる。参考までに、事業用資産（用地及び補償費603,743千円を除く。）の減価償却を法定耐用年数75年（トンネル）、定額法により平成7年度から実施したとすると、平成19年度末の減価償却費累計額は、1,160,685千円（(7,300,000千円－603,743千円)÷75年×13年）となり、償還準備金778,711千円と相殺しても、381,974千円の累積損失が発生していることとなる。

比較損益計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	比較 b-a
業務収入	190,531	185,161	△5,370
業務管理費	62,017	62,940	923
一般管理費	17,036	17,902	866
減価償却費	0	0	0
諸引当費	76,127	68,378	△7,749
営業損益	35,351	35,942	591
営業外損益	△35,351	△35,942	△591
経常利益	0	0	0
当期純利益	0	0	0

比較貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	比較 b-a
流動資産	60,228	48,649	△11,579
固定資産	7,300,825	7,300,825	0
資産合計	7,361,053	7,349,474	△11,579
流動負債	1,438,463	1,718,138	279,675
固定負債	2,433,464	2,074,474	△358,990
引当金等	932,037	999,775	67,738
負債合計	4,803,965	4,792,386	△11,579
資本	2,577,088	2,577,088	0
負債・資本合計	7,361,053	7,349,474	△11,579

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

高知県道路公社会計規程第70条第2項で、「前項に規定

するもののほか、契約に関しては、高知県の契約に係る事務の取扱の例による。」と規定されているが、次のような不適切な事例が認められた。

(ア) 平成20年度高知桂浜道路道路維持工事（公有桂維第8号）

指名競争入札の予定価格調書で、最低制限価格を予定価格の98.4パーセントの金額で設定していた。

このため、4社の入札書記載金額が最低制限価格を下回り失格となっていたが、いずれも予定価格に10分の8を乗じて得る正当な最低制限価格は上回っており、本来なら有効とされるべきものであった。

(イ) 平成20年度高知桂浜道路料金自動収受機更新工事（公有桂維第6-1号）

a 一般競争入札の参加資格等の公告を行ったが、応募者がなかったため、設計書の見直しを行い、前料金自動収受機の製造設置業者と随意契約を行っていた。

その予定価格調書に、法令上、随意契約では設けることができない最低制限価格を設けていた。

b 建設工事請負契約書（金銭保証用）において、公印が押印されていなかった。

(ウ) 競争入札の予定価格調書を決裁した後、封筒に封印がなされていないものが認められた。

(エ) 平成19年度非常通報装置の保守点検及び運用指導等に関する契約において、検認済の日付が点検実施前の日付となっていた。

イ 検討を要する事項

料金自動収受機の更新に伴う会計処理について

今年度、料金自動収受機を更新（契約金額113,400千円）することになっているが、この金額は平成20年度の費用として処理される見込みである。

したがって、平成20年度の収支に大きな変化がない場合、損失が発生することが予測されるが、償還準備金（平成19年度末778,710千円）の一部を取り崩して損失に充てるため、当期利益としてはこれまでどおり0円となる予定との説明であった。

しかし、これらの会計処理については、次のように会計事実を正確に反映したものであるのかという疑問も残るところであり、検討が必要である。

(ア) 事業用資産に、除却された機器の価額が含まれた状態が続いている。

(イ) 長期に使用される資産であっても、全額が単年度の費用として認識される。

ウ 意見

平成20年度高知桂浜道路道路維持工事(公有桂維第8号)の契約事務において、最低制限価格の設定を誤ったため実質的な損害が発生している。

今後は、こうしたことが繰り返されることのないよう、適正な契約事務の執行に特に留意されたい。

4 高知県住宅供給公社

(1) 法人の概要

ア 設立目的

住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立て分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

イ 主な事業内容

(ア) 分譲事業

植田団地、十市パークタウン、横浜ニュータウン(墓地) ※新たな住宅供給の分譲事業からは撤退

(イ) 管理事業

公営住宅の管理及び公社がこれまでに建設してきた賃貸住宅や利便施設の管理等

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産8,600,000円のうち4,400,000円(51.2パーセント)を出せん

エ 事業実績の概要(平成19年度)

(ア) 分譲事業

区 分	実 績
植 田 団 地	一般分譲住宅の募集なし。 宅地分譲は16区画の募集を行い、 8区画を分譲
十市パークタウン	本年度は精算がなく、残は28区画
横浜ニュータウン (墓地)	10区画の契約を締結し、残は32 区画

(イ) 管理事業

区 分	戸 数
特定優良賃貸住宅	70戸
県 営 住 宅	3,765戸
高 知 市 営 住 宅	55戸
県 職 員 住 宅	872戸
教 職 員 住 宅	608戸

オ 平成19年度決算の状況

(ア) 流動比率1,147.9パーセント、自己資本比率87.5パーセントと、非常に高い水準にある。

引当金の内訳は、退職給付引当金190,451千円、計画

修繕引当金213,124千円、空家補填引当金4,232千円となっている。

計画修繕引当金は、公社が廃止される方針であったため、公社で修繕して処分するよりも当該引当金を付けて処分した方がよいとの判断に基づき、取り崩されることなく每期引き当てられ続けている。

(イ) 事業収益は対前年比較で、121,945千円(15.0パーセント)減少した。植田団地の建築引渡数の減少(8戸→2戸)が主な原因である。

一般会計は、事業総利益の段階で赤字となった。一般会計事業収益の66.7パーセントを占める分譲事業の事業総利益が19,458千円と赤字となったため、植田団地の事業原価中の土地費の負担が大きいことによるものである。

施設管理特別会計では、34,017千円の事業総利益を計上できたが、利益率は7.4パーセントと低位にある。

事業総利益から一般管理費を差し引いた総括事業利益も34,407千円の赤字となったが、国債等の運用益があるため、経常利益は3,586千円の黒字となっている。

しかし、横浜西町崩壊墓地防災工事費等の特別損失59,573千円を計上したため、当期純利益は55,937千円の大きな赤字となった。なお、墓地崩壊は天災と認定されているが、当該墓地を造成した公社には道義的責任があるとのことで、県の指導を受けて負担したものである。

損益計算書

(単位:千円)

勘定科目	一般会計	積立分譲 受入金 会 計	施設管理 特別会計	合 計
事業利益	232,543		460,894	693,437
事業原価	244,760		426,877	671,637
※事業総利益	△12,217		34,017	21,800
販売費及び一般管理費	18,849		37,358	56,207
事業利益	△31,066		△3,341	△34,407
事業外損益	37,993		0	37,993
経常利益	6,927		△3,341	3,586
特別損益	△4,510		△5,014	△59,523
当期純利益	△47,583		△8,354	△55,937

※公社の決算書には事業総利益という勘定科目はない。
貸借対照表 (単位:千円)

勘定科目	一般会計	積立分譲 受入金会計	施設管理 特別会計	合 計
流動資産	927,905		205,698	1,020,993
固定資産	4,529,844	345,931	1,611,342	5,649,434
資産合計	5,457,749	345,931	1,817,041	6,670,427
流動負債	53,661		147,892	88,944
固定負債	1,464,474		118,865	745,654
負債合計	1,518,135		266,757	834,598
資本	3,939,613	345,931	1,550,284	5,835,829
負債・資本 本合計	5,457,749	345,931	1,817,041	6,670,427

※ 各会計間には内部取引があるため、勘定科目合計額は一致しない。

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

平成20年度第1回理事会開催に当たり、欠席の理事3名が委任状を提出していたが、いずれも委任する相手方の記載がなく白紙委任であった。白紙委任状は問題があるので今後改善が必要である。

イ 検討を要する事項

(ア) トップワン四国管理組合の議決により公社購入分の1階から4階までの施設部に係る共益費を毎月約200万円支出している。金額は管理組合での決定であり、公社のみの判断では変更できないものではあるが、経費の節減について検討されたい。

(イ) 公社の決算書は、会計基準の書式に基づいて適正に作成されているが、記載されている金額が当期と前期の決算額となっており、予算額と比較するようになっていない。このため、事業計画（予算）と実績（決算）との差異分析や予算の執行状況の管理が十分ではないと認められる。

また、事業利益も赤字であることから、PDCAサイクルを取り入れるなどの改善について検討が必要である。

ウ 意見

分譲事業について早期に完売できるよう引き続き努力されたい。

5 財団法人高知県国際交流協会

(1) 法人の概要

ア 設立目的

産業・経済・文化・情報など多方面な分野における国際交流活動を展開することにより、国際感覚に富む国際『土佐人』を育成し、世界に開かれた活力ある地域づく

りの促進を図るとともに、諸外国との相互理解と友好親善に寄与する。

イ 主な事業内容

- (ア) 国際交流事業の企画及び促進
- (イ) 国際交流情報の収集及び提供
- (ウ) 各種民間国際交流組織との連絡調整及び支援
- (エ) 生活情報の提供等在県外国人に対する支援ほか

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産486,769,480円のうち313,500,000円(64.40パーセント)を出えん
- (イ) 高知県国際交流協会運営費補助金42,595,221円(平成19年度)

エ 事業実績の概要(平成19年度)

国際感覚豊かな県民育成	国際ふれあい広場inこうち開催事業 ジュニア国際大学開催事業 異文化出前講座開催事業 国際ボランティア入門講座開催事業
民間国際交流・協力関係団体等の自立への支援	民間国際交流・協力団体連絡会議開催事業 民間国際交流・協力団体助成事業 民間国際交流・協力団体人材育成セミナー事業
在住外国人や留学生へのサポート	日本語講座開催事業 ボランティア日本語講師養成講座事業 在住外国人人権・生活相談
友好姉妹都市交流の推進	高知県友好姉妹都市交流推進助成事業(補助事業)
海外県人会活動への支援	海外県人会(中南米)活動補助事業(補助事業)

オ 平成19年度決算の状況

流動比率は、147パーセントであり、短期にかつ有利に運用している。決算上借入金はない。

なお、固定負債には退職給付引当金が6,138千円あるが、妥当な額である。

自己資本比率は、98.4パーセントであり優良な財務内容となっている。

また、当期経常増減額は1,621千円の黒字で、当期一般正味財産増減額も同額の1,621千円の黒字である。

正味財産増減計算書 (単位：千円)

勘定科目	一般会計	特別会計	計
経常収益	50,290	6,675	56,965
経常費用	48,670	6,675	55,344
当期経常増減額	1,621	0	1,621

当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,621	0	1,621
一般正味財産期末残高	2,846	0	2,846
指定正味財産期末残高	486,500	0	486,500
正味財産期末残高	489,346	0	489,346

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	一般会計	特別会計	計
流動資産	1,992	544	2,536
固定資産	494,667	0	494,667
資産合計	496,659	544	497,203
流動負債	1,176	544	1,720
固定負債	6,138	0	6,138
負債合計	7,314	544	7,858
正味財産	489,346	0	489,346
負債・正味財産合計	496,659	544	497,203

(2) 監査の結果

改善を要する事項

ア 収支予算書及び収支計算書に全く注記がなされていない。また、収支計算書の総括表はあったが、収支予算書は会計ごとの作成のみで総括表がなかった。

イ 財産目録を一般会計及び特別会計ごとに作成していたが、財産目録は一法人一財産目録であるので、見直しが必要である。

6 財団法人高知県内水面種苗センター

(1) 法人の概要

ア 設立目的

内水面関係種苗の生産及び供給並びに水産資源の保護培養を行うための施設を整備することによって、内水面漁業の振興を図るとともに親水性レクリエーション需要の増大に応える。

イ 主な事業内容

(ア) 水産生物の種苗生産及び供給等に必要な施設の整備に関する事業

(イ) 施設の維持及び管理(貸付業務を含む。)に関する事業

(ウ) (イ)の事業の実施に伴い必要な資金の貸付けに関する事業など

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産245,024,628円のうち197,979,000円(80.8パーセント)を出えん

エ 事業の実績(平成19年度)

(ア) 施設の貸付

アユ人工種苗生産及び安定供給のため、施設を4,296,500円で高知県内水面漁業協同組合連合会(以下「内水面漁連」という。)に貸付けた。

なお、内水面漁連は、県内14水系の漁協及び市町村等に対し合計21,729キログラム(約300万尾)を供給している。

(イ) 資金の貸付

アユ種苗の生産及び供給業務等を行うために必要な資金として75,000千円を内水面漁連に貸付けている。

オ 平成19年度決算の状況

平成18年度までの施設貸付料は10,000千円であったが、平成19年度に4,300千円に減額している。

減額理由は、内水面漁連が魚病の発生が疑われたため出荷前のアユ種苗を大量に処分したことなどにより減額の申入れがあったものであるが、このことにより、当期正味財産増減額は、平成18年度には5,006千円の赤字であったものが平成19年度には9,623千円の赤字となっている。

比較正味財産増減計算書

(単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	増減 b-a
経常収益	11,431	6,090	△5,342
経常費用	16,437	15,712	△725
当期経常増減額	△5,006	△9,623	△4,617
当期経常外増減額	△293	0	293
当期一般正味財産増減額	△5,299	△9,623	△4,324
一般正味財産期末残高	453,358	443,735	△9,623
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
正味財産期末残高	453,358	443,735	△9,623

比較貸借対照表

(単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	増減 b-a
流動資産	97,068	97,410	342
固定資産	356,293	348,615	△7,678

資産合計	453,361	446,025	△7,336
流動負債	3	2,290	2,287
固定負債	0	0	0
負債合計	3	2,290	2,287
正味財産	453,358	443,735	△9,623
負債・正味財産合計	453,361	446,025	△7,336

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

(ア) 規程において「寄附行為第30条の規定にかかわらず、次に掲げる事項は理事長において専決することができるものとする。」と規定されているが、寄附行為に定めている内容を規程で専決できると定めることは適当でない。

(イ) 当該法人にあっては、その寄附行為に持ち回りの方法による理事会の議決を可能とする条項は定められていないにもかかわらず、平成19年5月と平成20年3月において持ち回り決裁を行い、議案を成立させている。

イ 検討を要する事項

理事会、評議員会の出席状況が著しく悪い状況が続いている。このため、多数の理事と評議員が欠席しているにもかかわらず、寄附行為第36条に定める書面表決等の規定を活用して、寄附行為第34条に定める定足数を満たしたとして会議を成立させている。

法人の意思決定機関の運営状況として適当ではないので、理事会及び評議員会の在り方について検討を求める。

ウ 意見

(ア) 当財団は赤字経営が続いているが、今後、施設の修繕費の増大が予想されることから、経営が一段と厳しくなることが予想される。

また、このままでは、貸付金の財源確保も困難になることから、抜本的な経営改善について検討が必要である。

(イ) 県内の河川への放流用アユについては、近年、海産アユは採捕が困難となり、また、琵琶湖産アユについても一部の河川を除き県内河川への放流を自粛していることから、当財団の施設で生産する海産系人工生産アユへの期待が大きい。

しかしながら、当施設は種苗生産に利用できる地下水が計画時の3分の1にとどまっていることから、品質のよい放流用アユをより多く生産するため、地下水の確保について地元の理解を求めるよう努力されたい。

7 財団法人高知県人権啓発センター

(1) 法人の概要

ア 設立目的

同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発・研修事業等を行い、人権尊重の社会づくりに貢献する。

イ 主な事業内容

(ア) 人権に関する啓発、研修事業

(イ) 高知県立人権啓発センター管理運営事業(指定管理者)

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産21,102,994円のうち11,000,000円(52.1パーセント)を出えん

(イ) 管理代行料 10,425,442円(平成19年度)

(ウ) 人権啓発センター運営費補助金47,427,457円(平成19年度)

エ 事業実績の概要(平成19年度)

(ア) 人権に関する啓発、研修事業

項 目	実 績
講師派遣等啓発事業	研修回数223回 受講人数7,601人
「部落差別をなくする運動」強調循環事業	講演等 参加者650人
人権啓発フェスティバル開催事業	じんけんフェスタこうち2007 参加者約10,000人

(イ) 施設の利用状況

区 分	利用回数	利用人員
ホ ー ル	142	19,194
視聴覚室	25	607
図 書 室	—	264

オ 平成19年度決算の状況

自己資本比率は、70.3パーセントである。

流動比率は100.0パーセントで、短期的な支払能力が十分でないが、当期収支が赤字でなく借入金もないことから、財務に対する不安は総じて少ないと考えられる。

正味財産増減計算書 (単位:千円)

勘定科目	平成19年度
経常収益	131,499
経常費用	131,493
当期経常増減額	6
一般正味財産期末残高	10,082
指定正味財産期末残高	11,400

正味財産期末残高	21,482
----------	--------

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成19年度
流動資産	7,506
固定資産	23,070
資産合計	30,576
流動負債	7,506
固定負債	1,588
負債合計	9,094
正味財産	21,482
負債・正味財産合計	30,576

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

財団法人高知県人権啓発センター会計規程第52条第1項によれば、「契約に関する事務手続きは、高知県の例に準じて行うものとする。」とされているが、年4回テレビ放映する人権啓発映画の委託業務において、契約金額が100万円を超えているにもかかわらず、具体的な予定価格調書作成省略理由を何に明記していなかった。

また、予定価格となるものを見積限度額として業務仕様書に示して相手方に通知していた。

イ 検討を要する事項

当センターの人権ライブラリーは、専門分野に特化した貴重なライブラリーである。これの活用については、一定の努力が払われているが有効利用についてなお検討されたい。

ウ 意見

当センターが実施する事業について、定期的に意識調査を行うなど事業の有効性に関する評価を行い、今後の事業展開につなげられたい。

8 財団法人高知県スポーツ振興財団

(1) 法人の概要

ア 設立目的

高知県民の間に広くスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツを实践する意欲を啓発するとともに、スポーツ関係団体は勿論、地域、職場及び家庭において、それぞれの実情に即してスポーツをすることができるよう事業を通じて高知県におけるスポーツの振興に寄与する。

イ 主な事業内容

(ア) スポーツ振興事業

(イ) スポーツ施設管理運営事業

(ウ) スポーツ活動支援事業

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産106,100,000円のうち95,000,000円(89.5パーセント)を出えん

(イ) 指定管理代行料96,981,000円(平成19年度)

エ 事業実施の概要(平成19年度)

(ア) スポーツ振興事業

区 分	実 績
県民スポーツ教室 (受託事業分)	7種目11教室実施 参加者2,116人
スポーツ教室 (自主事業分)	5種目9教室実施 参加者1,362人
スポーツ振興補助事業	9団体に助成

(イ) 施設の利用状況

施 設 名	区 分	件 数 (件)	人 数 (人)
県民体育館	体 育 館	2,019 72	98,159 9,055
	室内プール	12,597 18,502	36,797 18,630
武 道 館		8,457	73,927
		1,347	4,023

※ 下段は減免で外書き

オ 平成19年度決算の状況

流動比率は、198.0パーセントで、流動資産の91.7パーセントが現金預金である。

また、自己資本比率は、77.5パーセントであり、主な負債は退職給与引当金と未払金で、借入金もなく健全な財務内容と言える。

当期収支については、一般会計で195千円の赤字となったが、総括収支では3,656千円の黒字となり、正味財産も増加している。

正味財産増減計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成19年度
資産増加額	82,539
負債減少額	1,294
増加額合計	83,834
資産減少額	81,379
負債増加額	1,794
減少額合計	83,173
当期正味財産増加額	3,663
当期正味財産減少額	3,003

前期繰越正味財産額	123,781
期末正味財産合計額	124,441

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成19年度
流動資産	34,524
固定資産	125,957
資産合計	160,481
流動負債	17,435
固定負債	18,605
負債合計	36,040
正味財産	124,441
負債・正味財産合計	160,481

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

(ア) 会計規程第19条(帳簿)の補助簿について、③の預金出納帳から⑨の指定正味財産台帳までの7帳簿・台帳が作成されていなかった。

(イ) 会計規程第7条では、「会計責任者が指名した者は、現金を取扱うことができる。」となっているが、指名伺が作成されていなかった。

(ウ) 退職手当について、平成20年6月に退職した職員に対し、平成18年10月に加入した中小企業退職金共済制度から支給される退職金を控除して支給している。しかし、この取扱いは、現在の規程に沿った事務処理になっていないので、規程を整備すべきである。

イ 検討を要する事項

平成16年10月公益法人会計基準改正による財務諸表の作成は、平成18年度4月以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施することとなっているが、平成19年度においても旧様式であり、早期に新様式で作成するとともに、あわせて、会計規程の整備について検討する必要がある。

ウ 意見

当財団は、県内唯一のスポーツを振興する財団であることから、設立目的にある県民に対し積極的にスポーツを推進する意欲を啓発していくなかで、各方面への寄附を募るなど、自主財源の確保に努められたい。

9 財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団

(1) 法人の概要

ア 設立目的

女性と男性がともに女性差別等女性に関する諸問題についての認識を深め、その解決を図るための諸事業を行

い、女性と男性が社会のあらゆる分野に分け隔てなく参画する男女共同参画社会の実現に寄与する。

イ 主な事業内容

(ア) 男女共同参画の推進に関する情報の収集と提供、調査研究及び講演会等の開催

(イ) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談

(ウ) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流促進及び自主的活動への支援

(エ) 男女共同参画センターの管理運営ほか

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産10,000,000円のうち5,000,000円(50パーセント)を出えん

(イ) 管理代行料75,087,267円(平成19年度)

エ 事業実績の概要(平成19年度)

(ア) 広報・啓発事業等

項 目	実 績
調査・研究支援事業	12団体、助成額2,319千円
移動ソーレ展の開催	15回
講演会等の開催	男女共同参画講演会3回 参加者203人 ライフスタイル応援講座5回 参加者147人
人材育成に関する業務	5講座 参加者313人
相談事業	1,030件

(イ) 受託施設の利用状況

開館日数	334日
利用件数	3,463件
利用者数	66,846人

オ 平成19年度決算の状況

流動比率は、127.7パーセントで、流動資産の91.6パーセントが現金預金で占められている。自己資本比率は、55.7パーセントで、借入金はない。ただし、当期経常増減額は4,265千円の黒字となったものの、対前年比54.3パーセントと低下している。

比較正味財産増減計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	増減 b-a
経常収益	101,940	99,612	△2,328
経常費用	93,906	95,247	1,342
当期経常増減額	8,034	4,365	△3,669
当期経常外増減額	2,662	1,302	△1,360

一般正味財産期首残高	478	5,851	5,373
当期一般正味財産増減額	5,373	3,063	△2,310
一般正味財産期末残高	5,851	8,914	3,063
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0
正味財産期末残高	15,851	18,914	3,063

比較貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	増減 b-a
流動資産	20,367	18,688	△1,678
固定資産	10,908	15,257	4,349
資産合計	31,275	33,946	2,671
流動負債	15,424	14,632	△793
固定負債	0	400	400
負債合計	15,424	15,032	△393
正味財産	15,851	18,914	3,063
負債・正味財産合計	31,275	33,946	2,671

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

抽出して監査した中では特に改善を要する事項は認められなかった。

イ 意見

調査・研究支援事業（ソーレ・えいど事業）では、男女共同参画に関する調査・研究・その他の活動を支援している。平成19年度実績を見ると12団体へ事業費の80パーセントの補助を行っているが、事業に取り組む団体が少ないことから、今後は事業の趣旨を幅広く周知し、県内各地で事業展開が図られるよう努められたい。

10 財団法人高知県生活衛生営業指導センター

(1) 法人の概要

ア 設立目的

高知県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

イ 主な事業内容

(ア) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導

(イ) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する営業者等の指導

(ウ) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会の開催等

ウ 県の財政的援助の状況

(ア) 基本財産5,500,000円のうち1,500,000円(27.3パーセント)を出えん

(イ) 高知県生活衛生営業指導事業費補助金20,851,314円(平成19年度)

エ 事業実績の概要(平成19年度)

項目	実績
相談指導事業	窓口相談指導 1,345件 地区相談指導 627件
講習会の開催等	クリーニング師等研修・業務従事者講習の開催等
消費者対策事業	消費者懇談会の開催 高知市外5地区
委託、事務代行業業	生衛業景況調査の実施 11業種計70件 経営実態調査 3件 理容師美容師試験業務 免許登録業務 資格認定講習会の開催

オ 平成19年度決算の状況

(ア) 流動比率は、667パーセントであり、短期支払資金には極めて余裕がある。ただし、国庫補助金の関係で県からの補助金の交付決定後の概算払が8月ごろになるため、年度当初から8月ごろまでは、人件費その他の支払のために資金繰りが厳しい状況にある。

(イ) 指定正味財産は前年度と同額で、経常外増減が全くなく、当期一般正味財産増減額は、410千円増加している。

正味財産増減計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成19年度
経常収益	29,926
経常費用	29,516
当期経常増減額	410
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	410
前期繰越正味財産額	13,649
正味財産期末残高	13,958

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成19年度
------	--------

流動資産	9,550
固定資産	5,840
資産合計	15,390
流動負債	1,432
固定負債	0
負債合計	1,432
一般正味財産	8,458
指定正味財産	5,500
正味財産計	13,958
負債・正味財産合計	15,390

(2) 監査の結果

改善を要する事項

ア 会計規程は旧の公益法人会計基準時代のものであるので、常に最新の基準に沿うように会計規程全体を見直す必要がある。

イ 平成20年6月の「資産の総額」の変更登記の際、資産の総額は法人全体の正味財産額の13,958千円であるにもかかわらず、特別会計の額を除いた一般会計のみの正味財産額である9,059千円で登記していた。

ウ 財産目録は、一法人一財産目録であるにもかかわらず、一般会計、特別会計ごとに作成されており、全体の財産目録が作成されていなかった。

11 財団法人高知県魚さい加工公社

(1) 法人の概要

ア 設立目的

魚腸骨の適正な再生利用等、これらに関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに県内における水産食料品の安定的な流通の確保を図る。

イ 主な事業内容

(ア) 魚腸骨等の適正な再生利用に関する事業

(イ) (ア)の事業を行うための施設の建設及びその運営に関する事業

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産10,000,000円のうち4,500,000円(45パーセント)を出えん

エ 事業実績の概要(平成19年度)

(ア) 魚腸骨処理量及び再生品製造出荷量 (単位:kg)

処理量	前年比 (%)	魚 粉		魚	魚 骨
		製造量	出荷量	油	出荷量

5,332,358	97.9	1,122,000	1,122,500	0	107,090
-----------	------	-----------	-----------	---	---------

(イ) 魚腸骨再生品売上高 (単位:千円)

魚 粉	魚 油	魚 骨	合計
96,071	0	4,284	100,354

オ 平成19年度決算の状況

(ア) 当期経常増減額は36,652千円の赤字で、内訳は、一般会計が53,373千円の黒字、特別会計が90,025千円の赤字となっている。全体の赤字幅は平成18年度の43,274千円から15.3パーセント減少している。

当期一般正味財産増減額は、38,235千円の赤字である。内訳は、一般会計は53,348千円の黒字、特別会計は91,583千円の赤字となっている。全体の赤字幅は平成18年度の43,274千円から11.6パーセント減少している。

(イ) 平成19年度の総括表を見ると、流動比率は、408パーセントとなっており、短期の支払にはかなり余裕がある。ただし、長期借入金の決算日前1年以内の償還額を、短期借入金として決算整理(長期借入金から短期借入金(又は1年内返済予定長期借入金)に振替)したとすれば、分母の短期借入金が約58,000千円増加し、流動比率が一気に約73パーセントに下がることになる。

正味財産増減計算書 (単位:千円)

勘定科目	一般会計	特別会計	内部取引 消去	合計
経常収益	60,655	124,528	△1,923	183,260
経常費用	7,282	214,533	△1,923	219,913
当期経常増減額	53,373	△90,025	0	△36,652
当期経常外増減額	△25	△1,558	0	△1,583
当期一般正味財産増減額	53,348	△91,583	0	△38,235
一般正味財産期末残高	1,290,777	△640,836	0	649,941
指定正味財産期末残高	10,000	0	0	10,000
正味財産期末残高	1,300,777	△640,836	0	659,941

貸借対照表

(単位:千円)

勘定科目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合計
流動資産	10,908	52,626	△10,928	52,607
固定資産	1,660,961	970,295	△1,650,877	980,380
資産合計	1,671,869	1,022,921	△1,661,804	1,032,986
流動負債	10,928	12,881	△10,928	12,881
固定負債	360,164	1,650,877	△1,650,877	360,164
負債合計	371,092	1,663,757	△1,661,804	373,045
正味財産	1,300,777	△640,836	0	659,941
負債・正味財産合計	1,671,869	1,022,921	△1,661,804	1,032,986

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

(ア) 財産目録を会計ごとにつけていたが、一法人一財産目録であるので合計した財産目録を作成すべきであるにもかかわらず作成されていなかった。

(イ) 収支予算書について、一般会計に加えて特別会計があるので総括表が必要であるにもかかわらず作成されていなかった。

イ 検討を要する事項

(ア) 事業計画書の内容が簡単すぎるので、記載内容を見直し、事業内容に即したものとなるよう検討が必要である。

(イ) 会計処理規程が古いままであるので、見直しを検討する必要がある。

ウ 意見

魚粉の販売単価は平成15年度より上昇しているが、魚あら収集量が平成15年度から減少傾向にあるので、今後とも、魚あら収集量確保について努力されたい。

12 社団法人高知県種苗センター

(1) 法人の概要

ア 設立目的

園芸野菜・花きの優良品種の調査、探索及び導入を行うことにより、優良品種の原種の増殖及び優良種苗の普及を図り、本県園芸農業の振興発展に資する。

イ 県の財政的援助等の状況

基本財産187,820,000円のうち75,000,000円(39.9パーセント)を出資

ウ 主な事業内容

(ア) 高知県が独自開発した原種の保存、F1種子(球根)の採取及び増殖

(イ) ウィルスフリー苗(株)の育成

(ウ) なす等主要な野菜苗の育成

エ 事業の概要

(ア) F1種子の供給

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
野菜	932袋	863袋	604袋	625袋	713袋
花き	5リットル	0	17リットル	14リットル	13リットル

野菜：土佐じしスリム、トサヒメR、台二郎、土佐鷹等
(1袋=20ml)

花き：スタービューティー

(イ) ウィルスフリー苗の供給 (単位：千本)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
野菜	14	10	10	9.15	13

品目：青ねぎ

(ウ) 野菜苗の供給 (単位：千本)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
本数	809	868	821	833	834
内なす	476	437	458	419	391

主要品目：なす、ししとう、ピーマン、きゅうり等

オ 平成19年度決算の状況

流動比率は4,059.6パーセント、自己資本比率は、95.6パーセントである。

また、総資産の66.7パーセント、流動資産の82.6パーセントを占める現金預金(152,227千円)の大半が減価償却引当金(148,287千円)である。

さらに、当期収支も15,897千円の黒字である。

損益計算書 (単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	比較 b-a
事業収入	116,511	119,979	3,468
事業外収入	87	556	469
収入合計	116,598	120,535	3,937
事業費	36,587	46,278	9,691
管理費	55,665	57,538	1,873
事業利益	24,259	16,162	△8,097
事業外費用	946	821	△125
当期剰余金	23,400	15,897	△7,503

貸借対照表 (単位：千円)

勘定科目	平成18年度 a	平成19年度 b	比較 b-a
------	-------------	-------------	-----------

流動資産	168,530	184,305	15,775
固定資産	42,444	43,464	1,020
繰延資産等 ほか	329	292	△37
資産合計	211,303	228,062	16,759
流動負債	4,621	4,540	△81
固定負債	4,620	5,562	942
負債合計	9,241	10,102	861
資本	202,062	217,959	15,897
資本・正味 財産合計	211,303	228,062	16,759

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

平成19年度及び平成20年度における通常総会の実施状況は、平成19年5月30日及び平成20年3月28日、同年5月28日の3回開催されていたが、その総会において総会を欠席した役員が白紙の委任状（誰に委任するか意思表示が記載されていない。）を提出している。

委任状は、自らの権利を誰に委任するのかが明示して初めて効力を生ずるもので、白紙の委任状提出者は出席者の数に入れるべきではない。

イ 検討を要する事項

種苗センターの臨時職員（現場作業員）を雇用する際の何がなされてなく、手渡した雇用通知書の控えも取っていない。また、賃金の領収書等は後日職員から提出を受けているが、提出順に綴じており精算確認ができていない状態であった。

よって、これらの事項について改善するよう検討が必要である。

ウ 意見

野菜苗の育成と供給事業については、年間80万本の供給体制が確保されているところであるが、生産農家の需要に応えられる供給体制の確保について検討されたい。

13 社団法人高知県青果物価格安定基金協会

(1) 法人の概要

ア 設立目的

協会の会員に対し、対象野菜の販売価格が著しく低落した場合において、その低落が生産農家の経営に及ぼす影響を緩和するための補助金の交付等の事業を行うことにより、青果物の生産地の育成及び生産農家の経営安定に寄与する。

イ 主な事業内容

協会の会員のうち、指定野菜価格安定対策事業などの

野菜価格安定事業を実施しようとする者からの負担金等による交付準備金の造成及びその者に対する補給金の給付

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産235,333,000円のうち97,852,000円(41.6パーセント)を出資

(イ) 高知県契約指定野菜安定供給事業費補助金8,720,500円(平成19年度)

(ウ) 高知県指定野菜価格安定対策事業費補助金68,968,500円(平成19年度)

エ 事業実績の概要 (単位:千円)

事業名	対象品目	交付額	前年比%
指定野菜価格安定対策事業	冬春キュウリ、冬春ピーマン、冬春ナス、秋冬ネギ	171,762	43.1
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	(中山間産地育成型)冬春ピーマン、冬春トマト、夏秋ピーマン	5,796	66.4
	ししとうがらし、ブロッコリー、にら、しょうが、オクラ	15,745	31.2
転作野菜価格差補給事業	いんげん	1,430	108.3
県単独品目野菜価格安定事業	小ねぎ	2,161	51.2
計		196,894	42.5

オ 平成20園芸年度決算(平成19年9月1日から平成20年8月31日まで)の状況

流動比率は100.2パーセント、自己資本比率は21.7パーセントであるが、事業活動収支は黒字で、借入金もない。比較正味財産増減計算書 (単位:千円)

勘定科目	平成19 園芸年度 a	平成20 園芸年度 b	増減 b-a
経常収益	21,854	27,446	5,592
経常費用	18,785	24,055	5,269
当期経常増減額	3,069	3,392	323
当期経常外増減額	0	0	0
一般正味財産期末 残高	239,635	273,027	3,392
指定正味財産期末 残高	0	0	0

正味財産期末残高	269,635	273,027	3,392
----------	---------	---------	-------

比較借対照表 (単位:千円)

勘定科目	平成19 園芸年度 a	平成20 園芸年度 b	増減 b-a
流動資産	1,030,373	985,646	△44,727
固定資産	271,644	275,428	3,784
資産合計	1,302,017	1,261,074	△40,943
流動負債	1,028,539	983,813	△44,727
固定負債	3,842	4,234	392
負債合計	1,032,382	988,047	△44,335
正味財産	269,635	273,027	3,392
負債・正味 財産合計	1,302,017	1,261,074	△40,943

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

前回の監査で、当法人の理事長と高知県園芸農業協同組合連合会の代表理事会長は同一人であり、理事長名で高知県園芸農業協同組合連合会と契約することは、民法の禁止する双方代理に当たるとの指摘を受け、これ以後、新たに契約した「職員の出向に係る契約書」については、「監事」の一人が当法人を代表して契約していた。

しかし、監事には法人を代表して契約を締結する権限はないので、不適切な契約である。

イ 検討を要する事項

預金の引出伝票の作成、公印の管理を1人の職員が行っているが、入金、出金に当たっては、複数の職員がかかわるような体制を検討すべきである。

14 財団法人高知県文化財団埋蔵文化財センター

(1) 法人の概要(関係分)

ア 設置目的

県内の遺跡を発掘調査し、その遺物を埋蔵文化財として保存管理し、後世に文化遺産として残すとともに、展示会等の一般公開活動を通じて埋蔵文化財の保護普及を図り、歴史的地域文化の振興に寄与する。

イ 主な事業内容

- (ア) 埋蔵文化財の発掘調査
- (イ) 出土文化財の保管管理
- (ウ) 埋蔵文化財の調査研究・普及啓発
- (エ) 埋蔵文化財に関する資料収集及び情報提供
- (オ) 高知県立埋蔵文化財センターの管理・運営

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産500,000,000円のうち250,000,000円(50パーセント)を出えん(文化財団)

(イ) 管理代行料 60,397,193円(平成19年度)

エ 事業実績の概要(平成19年度)

(ア) 発掘調査受託事業

国土交通省(県教育委員会からの再委託)及び県の委託を受けて高知南国、南国安芸道路、高知西バイパス、あけぼの道路等の各種開発に伴う発掘調査等の実施

- ・ 土佐市新居上ノ村遺跡ほか23件 42,127㎡
- ・ 発掘調査に伴う現地説明会 5回開催、参加人員約440人

(イ) 高知県立埋蔵文化センターの管理運営事業

出前考古学教室	県内の小中学校を中心に52回開催 参加者2,467人
展示会の開催	「土佐の歴史散歩」ほか3回開催 入館者2,035人
公開考古学講座	考古学入門講座、発掘調査報告会、親子考古学教室等の開催

(2) 監査の結果

ア 改善を要する事項

高知南国道路ほか埋蔵文化財発掘調査業務委託に係る整理作業員の解雇については、予定していた発掘調査の委託契約が締結できなくなったことから行ったものではある。しかしながら、労働基準法に定められている必要な措置が取られていなかったことから、今後は、関係法令を遵守し適正な対応をされたい。

イ 意見

埋蔵文化財センターの管理運営事業を実施するなかで、県民の理解を得られるようセンターの役割や存在意義を示し、埋蔵文化財の保護普及と歴史的地域文化の振興のために一層努力されたい。

15 花・人・土佐であい博推進委員会

(1) 県の財政的援助等の状況

補助金名	花・人・土佐であい博推進事業費補助金
補助金額	平成19年度 246,061,000円
	平成20年度 236,234,000円

(2) 補助事業の概要

ア 目的

花・人・土佐であい博を推進するために組織された花・人・土佐であい博推進の事業経費に対して補助するもの

事業科目(経費区分)	内 容	補助率
もてなしの顔をつくる事業	花の育苗システム事業 花いっぱい事業 五台山フラワーロード等事業	定額

テーマ事業をつくる事業	テーマ事業づくり推進事業 プレ事業推進事業	
事業のすそ野の広がりをつくる事業	ビジターセンター設置誘導事業、ボランティアガイド組織の連携強化事業、花マップ作成事業、大学への講座開設等連携事業	
積極的なPR展開事業	PR事業	
その他	その他知事が必要と認める経費	

(3) 事業実績の概要(平成19年度) (単位:千円)

事業科目(経費区分)	計画額	実績額	備考
もてなしの顔をつくる事業	155,346	94,811	五台山フラワーロード、高知空港線植栽、モニュメント設置ほか
テーマ事業をつくる事業	26,267	37,823	プレ花・人・土佐であい博実施ほか
事業のすそ野の広がりをつくる事業	14,844	7,261	「高知花紀行」作成委託ほか
積極的なPR展開事業	104,604	147,416	花・人・土佐であい博広報委託、グッズ等作成ほか
その他	0	0	
計	301,061	287,310	

(4) 監査の結果

ア 改善を要する事項

(ア) 単独随意契約で行われていた以下の契約締結において予定価格が設定されていなかった。

a 平成20年度五台山フラワーロード維持管理委託(契約金額27,950,000円)

b 平成19年度高知空港線歩道沿道花壇整備事業(契約金額6,119,000円)

(イ) 平成20年度高知空港ビル内旅客歓迎用看板設置料315,000円、同観光案内板掲示使用料246,960円は、高知空港ビル会社と随意契約していたが、契約書には示

されていない前金払で支払っていた。

また、上記支払は、揭示期間を平成21年3月31日までとし、平成20年4月から12か月分を支払っていたが、平成21年2月1日までを開催期間とする花・人・土佐であい博をPRする内容から2月分以降の設置料、使用料は当該補助金の対象外の支出である。

イ 検討を要する事項

書類の保管年限を委員会事務管理規程で、県と同じく5年と定めているが、委員会が解散した後の保管場所について、規程等で明確化する必要がある。

ウ 意見

モニュメントの設置等について、費用対効果の視点で検証を行い、その結果を今後、同様の事業を行ううえでの参考とされたい。

16 学校法人光の村学園

(1) 県の財政的援助等の状況(平成19年度)

補助金名	障害児教育運営費補助金
補助金額	80,662,000円

(2) 補助事業の概要

ア 目的

光の村養護学校土佐自然学園の教育内容の充実を図るため、設置者である学校法人光の村学園に対し、知的障害者に対する教育を行うに必要な教育費の一部を補助し、私立障害児教育の振興に資する。

イ 補助対象経費

障害児教育に必要な経常的経費(教職員人件費、教育研究経費及び管理経費)

ウ 補助率等

経常的経費から他の補助金を控除した額と平成20年5月1日現在の生徒数に別に定める額(高等部1,100千円、中学部1,059千円)を乗じて得た額のいずれか少ない額を限度額とする。

(3) 事業実績の概要

ア 経常的経費の精算額 (単位:千円)

経常的経費の決算額 a	補助対象外経費 b	国庫補助対象経費 c	補助対象経費 a-b-c
237,043	40,784	96,029	100,230

イ 平成20年5月1日現在の生徒数
高等部56人、中学部18人、計74人

(4) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

17 社会福祉法人あおば会

(1) 県の財政的援助等の状況

補助金名	平成18年度高知県老人福祉施設等整備事業
------	----------------------

	費補助金
補助金額	224,437,000円

(2) 補助事業の概要

ア 補助の目的

老人福祉施設等の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図る。

イ 補助対象施設の概要

施設の種別	ケアハウス
建物の構造	鉄筋コンクリート造5階建 居室数67室、一時介護室1室ほか
所在地	須崎市多ノ郷
入所定員	70人
建築面積	1,091.93㎡
延床面積	3,943.23㎡

(3) 事業実績の概要

完成年月日	平成20年3月15日
補助対象経費	625,013千円
補助金確定額	224,437千円

(4) 監査の結果

特段の指摘事項は認められなかった。

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年1月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
バイブレーション血管造影撮影装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日
平成20年12月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社末徳屋医療器店 高知市本町二丁目3番14号
- 5 落札金額
164,850,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成20年10月21日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年1月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
調剤支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日
平成20年12月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
中澤氏家薬業株式会社 高知市大津乙1842番地1
- 5 落札金額
75,600,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成20年10月21日

7 7 1 0 3 3 1

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成21年1月27日

高知県公営企業局長 長瀬 順一

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
医用画像情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日  
平成21年1月6日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社キタムラメディカル 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額  
144,900,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成20年11月18日

-----  
 そ の 他  
 -----

平成20年11月9日に実施した平成20年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成21年1月26日（揭示済）

財団法人行政書士試験研究センター理事長 木寺 久  
受験番号

- 7 7 1 0 0 0 3
- 7 7 1 0 0 3 6
- 7 7 1 0 0 3 7
- 7 7 1 0 0 4 7
- 7 7 1 0 0 7 0
- 7 7 1 0 1 3 8
- 7 7 1 0 1 6 4
- 7 7 1 0 2 2 1
- 7 7 1 0 2 3 2